平成２８年（フ）第２６９号
群馬県伊勢崎市昭和町4121番地６　シルクハウス103
債務者　小林　純一
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７１号
群馬県前橋市天川町1620番地１　ＲＡ―201号
債務者　横地　　彰
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７号
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉4218番地の８
債務者　早川　隆義
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２２８号
群馬県高崎市上大類町999番地１　ラ・クレベールＢ102号
債務者　坂本　翔太
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８２６号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目４番26―310号
債務者　吉田　晴栄
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０１号
埼玉県三郷市彦成１丁目350番地　２号室
債務者　橋村　裕二
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５５４号
埼玉県越谷市花田７丁目10番地13　ウェルコート花田101
債務者　加藤佳世子
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５８０号
埼玉県春日部市増富531番地２　ハイツ越沼101号、旧住所埼玉県春日部市下蛭田369番地10
債務者　杉野　　明
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５８８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2135番地９
八木コーポＣ棟201、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2007番地　セントラルコーポ２号棟105号室
債務者　大槻　晃史
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
千葉県香取市佐原イ789番地12　パークハイツ諏訪206号室、住民票上の住所千葉県香取市佐原ホ1207番地５
債務者　亀井　貴志
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第６０号
新潟県三条市西大崎３丁目13番18―３号
債務者　大崎　良松
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第６５号
新潟県新発田市五十公野6289番地、前住所新潟県新発田市豊町２丁目６番24号
債務者　櫻庭　和則（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第７２号
新潟県岩船郡関川村大字下関106番地３　宮越住宅201号
債務者　小嶋　和典
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第９５５号
京都市右京区太秦西野町１番地48
債務者　笹原　道子
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９６８号
京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町14番地　ベルベーヌ桃山202
債務者　竹瀬真由美（旧姓小西）
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１０号
京都府八幡市男山香呂３番地―Ａ62―503
債務者　江藤　和子
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１４号
京都市南区東九条松田町14番地６　モナ十条202
債務者　打越　博明
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係